

テーマ

一斉改選を考える

Vol.

4

ひだまり

平成 25 年 3 月

3年に1度の
一斉改選。
あらためて、
これまでの活動や
地域への想い、
そして、
住民や仲間と
紡いできた縁を
振り返ってみよう。



1 60分のできる実践活動検討 (P 2～5)

今回のテーマは「民生委員の役割や立ち位置」。事例を通して、地区民児協でも、ぜひ一度話し合ってみてください。

2 一斉改選～推薦・諸要件～ (P 6～9)

すでに一斉改選に向けた推薦準備が始まっています。
あらためて一連の流れや要件などを確認してみましょう。

3 引き継ぐモノ・コト (P 10～17)

一斉改選時に引き継ぐべきモノや伝えたいコトを
確認してみましょう。

4 伝えたい思いがある (P 18～23)

民生委員を退任された方、また今度の一斉改選で退任予定の方に、皆さんへの「伝えたい思い」をお聴きました。

※「ひだまり」本文中の表記について

● 民生委員・児童委員、主任児童委員……「民生委員」

● 民生委員・児童委員協議会……「民児協」

● 社会福祉協議会……「社協」

1 60 分でできる 実践活動検討

～事例からつながりを考える～

事例

とある新任委員物語

登場人物

- ① 鈴木 正美 （新任委員・50 歳・女）
- ② 小林 ハツエ （一人暮らしの高齢者・85 歳・女）
- ③ 田中 会長 （地区民児協の会長・委員歴 30 年・男）
- ④ 高橋 委員 （地区民児協の中堅委員・男）

私（鈴木正美）が民生委員を拝命したのは、今から 3 年前、平成 22 年 12 月 1 日のことでした。誕生日が 12 月 1 日だったこともあり、夫や大学生の息子からは、「50 歳の誕生日を機に新しいスタートが切れるじゃないか」と祝ってもらったものです。

もともと世話好きで、人が困っているのを見過ぎてせないという性分もあってか、息子が小さい頃の P T A 活動から始まり、自治会役員や図書館の読み聞かせボランティアなど、とにかく自分がしたいと思うあらゆることに関わってきました。

自治会長からのお誘い

忘れもしない平成 22 年の春。息子が一浪の末、ようやく念願の大学に進学し、私たち夫婦もほっと胸をなでおろしていた時のことです。

私が役員をしている自治会の会合で集まった際、自治会長さんから、「鈴木さん、民生委員に興味はありませんか？」と尋ねられました。もちろん、それまでにも民生委員という方々が地域にいるということは知っていました。

でも、正直なところ、当時はどのような役割をもっている方なのかまでは知りませんでした。私が返答に窮していたところ、自治会長さんは「なに、月に一度、定例会というものがあるので、そこに参加していただければ結構ですから」と言われました。

もともと、人と接することが好きだった私は、“もしかしたら、子どもたちだけではなく、お年寄りに

も、読み聞かせができるかも……”といった気持ちでお引き受けすることにしたのです。

右も左もわからなかった

平成 22 年 12 月 1 日、市民会館での委嘱状交付式を終え、あらためて地区民児協の皆さんと顔を合わせました。この道 30 年というベテランの田中会長を筆頭に、中堅委員の高橋さんなど、私の周りには心強い仲間がたくさんいました。

田中会長からは、「皆さんの活動は、地域住民の方々からも注目されています。どうぞ頑張ってください」と、声をかけられました。

ただ、胸に民生委員バッジと身分証をつけて、いざ活動を始めようとしたものの、最初は何をどのようにすればよいのかも全くわかりませんでした。

そこで、まずは自分の担当区域に住む方々の顔を

覚えよう、話をしよう、仲良くなろう、そんな気持ちで歩き回りました。ご近所の知り合いから始まり、少しずつ活動エリアを広げながら、「何かあったら、お声をかけてくださいね」と、自らをPRして回ったのです。

ちょっとした手助けでも、「ありがとう、助かったよ」と言ってくださる方もいました。その反面、「民生委員なんだから、助けてくれるのが当たり前でしょ」といった態度で接してくる方もいて、「世の中には、いろいろな考え方の人がいるものね」と思ったものです。

これまでも、幅広く人付き合いをしてきたつもりですが、あらためて民生委員という立場で人と接するとなると、また違った一面を垣間見ることもあったのです。

一人の女性との出会い

活動を始めて半年ほど経った頃、担当区域内で一人暮らしをしている小林ハツエさんという 85 歳の女性と出会いました。

その地域の近隣の方と立ち話をしていた時、「そういえば、あそこのお宅、一人で暮らしているんだけど、足腰も弱って外出もままならなくなっているみたい」といった情報を教えてもらったのです。

取るものもとりにあえず、その近隣の方に紹介していただき、小林さんのお宅を訪ねてみました。

小林さんは一人暮らし。夫とは5年前に死別し、ご自身も持病のリウマチが悪化して、外出もままならなくなっていました。週に一度、ホームヘルパーには来てもらっていますが、あとは自力で生活をしたいと願っているようでした。

当初は、警戒心もあったのでしょうか。小林さんは「自分でできますから」と、なかなか心を開いてはくれませんでした。

でも、それからというもの、週に数回、買い物途中などにお宅に立ち寄り、声をかけるようにしてみました。心が氷解していくというのは、こういうことをいうのでしょうか。ひと月ほど経った頃から、「鈴木さん、いつもありがとうね」という感謝の言

葉を聞かせてくれるようになりました。私にとってかけがえのない言葉、「ありがとう」を聞いたことから、それまで以上に小林さんを気に留めるようになっていきました。

女性からの切なる願い

出会って3か月ほど経ったある日、小林さんから「家の中のゴミすら表に出せなくて困っている」という話を聞きました。

私は「そんなこと、私に言ってくださればいいのに」と、二つ返事で引き受け、二日に一度はゴミを出す役目を引き受けるようになりました。そんな私の姿に気をよくしたのか、小林さんは「あなたの好きなものでいいから、夕食を作ってくれない？」と、リクエストをするようになりました。料理が嫌いではない私は、時折食材を買いに出かけ、夕食を作るようにもなりました。お宅にも自由に上げられるようになり、時には一緒に夕食を食べる仲にもなっていたのです（もちろん、主人や息子が遅く帰る時に限っていましたが……）。

とある夜、もう午後 11 時をまわっていたでしょうか。私の携帯電話が鳴りました。小林さんからです。「寝付けない。少しだけでいいから話し相手になってほしい」といった内容でした。主人に断り、お宅に駆けつけました。その夜は安心してくださったのか、すぐに落ち着かれたのですが……。

その後、夜中であっても、小林さんから電話が入るようになってきたのです。私も、その都度駆けつけて、不安な気持ちでいる小林さんに寄り添うようにしたのですが、主人からは「そこまで関わらないといけないのか？」と、苦言を呈されました。

正直なところ、私も困惑し始めていたのです。何か良かれと思って行っていることが、次第に裏目になり始めているような、そんな不安がよぎるようになってきました。

(次頁へ続く)

先輩のアドバイス

定例会で委員が集まった折、中堅委員の高橋さんに相談を持ちかけてみました。私がこれまで関わってきたことを話すと、高橋さんは最後までじっと聴いてくださり、こう切り出しました。

「鈴木さん、お一人で苦労されていたんですね。私たちも気づくことができなくてすみませんでした。私も新任だった頃、同じような経験をしたことがあります。でも、一生懸命に取り組むということと、その人の人生を背負うということは、やはり違うかもしれませんね」

高橋さんにこう言われて、私はハッとしてしまいました。いつの間にか、私は小林さんの人生そのものを背負い込んでいたのです。

「鈴木さんは、その地区の担当委員です。もちろん、民生委員という立場で、地域住民の皆さんに寄り添い、生活上の悩みや相談を受ける立場にあります」

ゆったりと話をしながら、高橋さんは続けて、「でも、私たちの活動は、個人のボランティアではないんです。鈴木さんの周りには、様々な人たちが関わっていると思ってください。あなた一人が背負い込むことと、その人を支援するということは、やはり別物だと思った方がいいですよ」

高橋さんのひと言で、これまで私が行ってきたことが、果たして民生委員としてのものだったのかどうか、次第にあやしくなってきたのです。

目からウロコだった会長からのひと言

高橋さんは、その場で田中会長に掛け合ってくれました。横で黙ってしまっていた私は、知らず知らずのうちに涙ぐんでいたようです。

田中会長は、やさしく微笑みながら、「今まで大変でしたね。私たちも気づかずに申し訳ありませんでした」と、高橋さんと同じように私を気遣ってくださいました。

「私たちの活動は、一人ひとりの委員である皆さんの力にかかっているといえますが、その一方で、“支援と支持”に支えられている活動であるともい

えるんです」

支援と支持？ 何ともピンときていなかった私の顔を見て、再び微笑みながら「鈴木さんが取り組もうとしていたことに対して、会長である私や他の先輩委員は、どのように進めていけばよいか、その方向性を示したり、アドバイスをする立場にあるんです。これはすなわち『支援』ですね。その上で、鈴木さんの活動を理解し、そっと見守り、必要に応じて助けていくこと、それが『支持』です。民生委員活動は、お互いがこの『支援と支持』の関係のもと、しっかりとつながっていくべきなんです」

田中会長の言葉は、まさに目からウロコでした。と同時に、それまで胸の中に渦巻いていた不安や、肩にかかっていた重い気持ちが一気に軽くなっていくのがわかりました。

民生委員の役割や立ち位置とは？

翌日、田中会長も同伴で、小林さんのお宅へ伺うことになりました。田中会長は、これまでのいきさつや私の気持ちを説明し、その上であらためて、小林さんのこれからの生活をどのように支援できるのかということの相談にのっていききたいと伝えてくださいました。

小林さんは、「私の方こそ、鈴木さんの気持ちも考えず、何もかも甘えてしまっておめんなさい。これからは、自分でできることは自分で行いながら、それでも相談にのってほしい時は、遠慮せずお話をさせていただきます。だって、私にとって鈴木さんは、心強い隣人のような存在だもの」と言ってくださいました。

小林さんのお宅からの帰り道、田中会長は「活動をしていると、いろいろな人と出会います。ある意味、それは他の仕事や付き合いでは得られない宝物のようなものかもしれません」と話し始めました。

「はい、私もそう思います！」

そう張り切る私を見ながら、再び微笑んで「でも、鈴木さん、一つだけ忘れないでほしいことがあるんです。それは、『やりがいはあるけれども大変だ』と感じるのではなく、『大変だけれどもやりがいがあるんです」

ある』と感じられるような、そういう活動をしてほしいということです。あなたが、地域に“居る”ということ自体が、住民にとって心強い支えになることもあります。だからこそ、まずは鈴木さん自身が疲れないこと、無理をしないことです。そして、周りに私たち仲間がいることを忘れないでくださいね」と言っていました。

それからは、自分一人で無理をしたり、抱え込ん

だりせず、委員の仲間や地域住民の皆さんと一緒に、この街を大切にしていこうという気持ちで取り組めるようになっていったのです。

まもなく、平成 25 年 12 月 1 日の一斉改選を迎えます。その日に 53 歳の誕生日を迎える私は、もう少しだけ地域に寄り添ってみよう、民生委員を続けてみようと思心に決めています。

設問

この物語について、皆さんで自由に話し合ってみてください。その際には、以下の点も踏まえてみましょう。

STEP

- ①自分が鈴木委員と同じ新任の立場だったら、どうしていたと思いますか？
- ②自分が高橋委員と同じ中堅の立場だったら、どうしていたと思いますか？
- ③自分が田中会長の立場だったら、どうしていたと思いますか？
- ④あなたは今後、どのような民生委員でいたいと思いますか？

一斉改選 2

～推薦・諸要件～

平成 25 年 12 月に控える、3 年に 1 度の「一斉改選」。あらためて一斉改選における推薦の流れや諸要件などについて見ていきましょう。

1 推薦要件

民生委員の推薦にかかる諸要件は、厚生労働省から示される「定数基準」や「選任要領」に基づき、各都道府県・指定都市・中核市が、それぞれ管内の実状に即した定数配置や年齢要件等を定めています。

この通知は、あくまで（地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく）技術的助言として示されているもので、一定の弾力的運営が可能なおから、各都道府県・指定都市・中核市で年齢要件が異なることもあります。県内（千葉市を除く）では、県が所管する 51 市町村と、中核市である船橋市や柏市の諸要件は、P 9「推薦要件」のとおりです。

中核市は、人口 30 万人以上の市で、政令指定都市に準じる事務権限が委譲されている。民生委員の推薦手続きも、国の選任要領等を参考に、中核市で要件等を設定することができ、厚生労働大臣への推薦も中核市長が行う。

2 市町村の推薦手続き

各市町村では、県から示される諸要件と右記スケジュール（参考例）に基づき、「①定数配置希望調査」、「②単位民児協の区域調査」、「③委員の推薦」を行っていくことになります。

「①定数配置希望調査」は、（P 9 掲載の）定数基準をもとに、各区域の諸条件（人口・面積・地理的条件・世帯構成等）を勘案し、住民への適切な支援が行えるようにあらためて実情に即した定数を設定し、県へ希望数として提出します。➡

「②単位民児協の区域調査」は、単位民児協の定数変更や境界変更を行うための調査で、複数の単位民児協を持つ市がその対象となります。例えば、大幅な人口増減により地区民児協の運営に支障をきたさないように新設・統廃合する場合や、行政区や地区社協と活動範囲をあわせることで活動に齟齬をきたさないように希望する際などが考えられます。

「③委員の推薦」は、（P 9 掲載の）年齢要件や諸要件に適した人選を行うために、民生委員法第 5 条で規定される「民生委員推薦会」を設置し、管内推薦候補者の審議を行います。

この推薦会の前段階において、市町村によっては「民生委員推薦準備会」を任意で設置しているところもあります。これは、管内が広域に渡り、候補者の適否を判断することが難しいため、よりその地域

（推薦スケジュール・参考例）

平成 25 年
3 月初旬

推薦等スケジュールを通知

（厚生労働省→都道府県・指定都市・中核市）

都道府県・指定都市・中核市に、平成 25 年の一斉改選に向けた推薦等事務スケジュールを通知。定数基準や選任要領等については、前回改選時のものから変更はない。

選任要領等は、厚生労働省 HP「厚生労働省法令等データベースサービス」で閲覧可能。URL と名称は下記参照。
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>)

「民生委員・児童委員の選任について」、「主任児童委員選任要領の一部改正について」、「民生委員・児童委員の定数基準の一部改正について」（平成 22 年 2 月 23 日付け）／『「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について」（平成 22 年 10 月 7 日付け）

3 月
4 月

管内の各種要件を設定

（県→市町村、中核市→町会・自治会等）

厚生労働省の示す選任要件を踏まえ、県と中核市では、それぞれ管内の諸要件や事務スケジュールを設定する。

県は、4 月に 51 市町村行政の担当者（千葉市・中核市を除く）を集め、本文中①～③に関する説明会を開催する予定。

また、中核市である船橋市や柏市では、2 月頃から、推薦基盤となる町会・自治会などへの一斉改選事務の説明会や協力依頼を行う一方、再任者の取りまとめ作業を行う予定。

に適した民生委員の推薦を行うことを目的に、管内をいくつかの地区に分けて設置しています。

また、この「③委員の推薦」のスケジュールは、概ね下表のとおりですが、①及び②については、各市町村は5月末までに県へ書類を提出し、6月下旬には県から内示、正式決定は10月上旬の告示となる予定です。

なお、中核市においても、同様の調査や推薦手続きを管内で行っていくことになります。

では、続いて「一斉改選の歴史」について簡単に紹介しましょう。現在の民生委員法では、3年ごとの改選、また全委員が12月1日をもって、一斉に委嘱されることになっています。このような方法が採られるようになったのは、いつの頃からなのでしょう？

3 一斉改選の歴史

少し民生委員制度の歴史を紐解きますと、現在の制度の源とされ、大正6年に設置された岡山県の「済世顧問制度」では、人物本位による選定であったため、適任者がいなければ空席とされていました。このため、特に任期は設けられていませんでした。

また、昭和11年に公布された「方面委員令」における任期は4年、昭和21年の「民生委員令」では2年となり、昭和23年の「民生委員法」制定をもって、現在の「任期3年」という形になりました。

ちなみに、前述の方面委員令をもって、初めて国の制度として一律的な基準が設けられました。大正7年に大阪府で創設された「方面委員制度」は、全国的な広がりを見せ、昭和初期にはすでに全国各地

4月
5月
6月
7月

地区説明会(市町村→地区) 民生委員推薦準備会 民生委員推薦会

各市町村では、一斉改選や欠員補充時のために、候補者の審議を行う「民生委員推薦会」を設置しているが、この前段階で「地区説明会」や「推薦準備会」を開催しているところもある。中核市や早い市町村では、2・3月から地区説明会を実施している。

推薦準備会の役割は、民生委員推薦会へ候補者を推薦することだが、ある市では地区民児協との意見調整や個人調書の作成などを行っている。ただし、この設置方法や構成、役割、設置の有無は市町村に応じて差がある。

また、4・5月頃までに、市町村は定年と自己都合退任者の把握、再任希望調査（評価も含む）などを行うところが多い。

(一例) 船橋市

- 4月中 : 自治会長等に候補者選考準備に関する協力を依頼
- 5月下旬: 地区推薦準備会の設置
- 8月上旬: 地区推薦準備会で候補者の審査
- 8月下旬: 民生委員推薦会で候補者の審査

8月
9月

千葉県・中核市社会福祉審議会 (民生委員審査専門分科会)

(県知事・中核市長→厚生労働大臣)

県では、8月上旬に各市町村から推薦された委員について、県知事が民生委員審査専門分科会に諮問し、審議会の答申をもって、厚生労働大臣に推薦する。

中核市では、民生委員推薦会の審議を経た候補者について、市長が民生委員審査専門分科会に諮問し、審議会の答申をもって、厚生労働大臣に推薦することになる。

県・中核市ともに、厚生労働大臣への推薦は、9月中旬から9月下旬になる見込み。

11月末

委嘱決定

(厚生労働大臣→県知事・中核市長)

厚生労働省は、11月下旬、各都道府県・指定都市・中核市に、委嘱決定を通知。(国⇒県⇒市町村)

で方面委員制度、あるいはそれに類似する制度が整備されていましたが、地方の任意制度であったため、その役割や任期等にはバラつきがありました。

改選方法については、方面委員令の施行以降、一定期間毎に改選は行われていました。ただ、昭和 28 年の民生委員法改正までは、任期途中で欠員補充を行う場合、現在のように前任者の残任期間ではなく、委嘱を受けたその日から「〇ヶ年」という方法を採用していたため、委員に応じて委嘱期間（始・終期）が異なることがありました。このため、事務の煩雑化等の理由で、昭和 28 年の法改正では 3 年に一度、全委員を一斉に改選することになりました。

この時から数えると、今度の改選は「21 回目」を迎えることになります。

S.11 年 方面委員令	任期 4 年、全国一律制度に
S.21 年 民生委員令	任期 2 年
S.23 年 民生委員法	任期 3 年
S.28 年 民生員法改正	「一斉」に改選が行われるようになる。また、この時から委嘱日が 12 月 1 日となる。

なぜ 12 月 1 日？

一斉改選日は、民生委員法が改正された昭和 28 年以降、変わらずに 12 月 1 日とされています。

この法改正時の民生委員法の附則第 3 項には、次のような経過規定があります。

「3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。（以降、略）」
※上記に記載される「第十条」とは、任期 3 年を定めている規定を指します。

この法改正直前の改選は、欠員補充者を除き、昭和 26 年 7 月に実施されています。この時の任期は、すでに 3 年であったため、本来であれば昭和 29 年 7 月に改選が行われるはずでした。しかし、昭和 28 年 8 月 1 日に公布（一部を除き同日施行）され

た改正民生委員法の実施を早めたことから、昭和 28 年 12 月 1 日に前倒しされたというのがこの期日になった経緯です。これ以降、この委嘱日の変更については、何度か意見が出されています。

そのいくつかをご紹介しますと、昭和 34 年、全社協（全社協内に全国民生委員児童委員協議会が組織されていた）から国に対して、「12 月は年末で繁忙期であり、新任委員への訓練等を考慮すると、7 月 1 日とすることが望ましい」旨を要望しています。

近年では、平成 19 年に全国民生委員児童委員連合会の評議員会（各都道府県・指定都市の代表）において、年度開始日となる 4 月 1 日への移行が提案されましたが、決議までには至りませんでした。

また、国民からの質問に国の諸官庁が回答する「国政モニター（下記※参照）」にも、一斉改選時期の見直しに関する質問が寄せられたことがあります。

その内容は、「（要旨）年度始めとなる 4 月 1 日に行った方が、事務の引き継ぎ、役員改選、予算執行等がスムーズにいくので民生委員が活動しやすい」という趣旨の質問を寄せています。

これに対し、厚生労働省は、「（要旨）民生委員活動は福祉事務所をはじめとする関係機関と連携を図りながら、住民に対する援助を行っているため、民生委員と行政担当者等が同時期に異動することは、支援の継続性に支障が生じるおそれがあり、また住民も 4 月 1 日に生活環境が変わることが多いため、住民の生活実態を把握するのにも支障が生じることも考えられる」という趣旨の回答をしています。

この改選時期については、様々な意見がありますが、民生委員の活動しやすい環境の整備と、住民への継続的な支援という点を第一に考え、今後も継続して検討していく必要があります。

※国政モニターの質疑応答は、インターネットで「一斉改選 国政モニター」で検索すると、「民生委員の一斉改選時期の見直しを」と題した PDF ファイルが検索上位に表示されます。

参考文献 民生委員制度四十年史（全社協）／民生委員制度五十年史（全社協）／民生委員制度七十年史（全社協）／千葉県方面委員時報（当会）／千葉県における民生事業の歩み第二集（当会）

編集協力 千葉県健康福祉指導課／船橋市地域福祉課／柏市社協

推薦要件

平成 25 年 12 月 1 日の一斉改選は、前回改選と同様の諸要件である旨の通達が厚生労働省から出されました。これを受けて、県及び中核市（船橋市・柏市）では、下記の諸要件を設定する見込みです。

なお、下記諸要件は、その一部を抜粋したもので、すべてではありませんので、あらかじめご留意ください。

※本頁に記載する諸要件は、平成 25 年 3 月現在の情報のため、実際の要件と異なる場合がありますので、ご留意ください。

1 定数基準

(①区域担当)

中核市を含む 人口 10 万人 以上の市	170 ～ 360 世帯に 1 名 (県内 15 市・中核市含 む)
人口 10 万人 未満の市	120 ～ 280 世帯に 1 名 (県内 21 市)
町 村	70 ～ 200 世帯に 1 名 (県内 17 町村)

(②主任児童委員)

民生委員・児童委 員の定数 39 人未満	2 名
民生委員・児童委 員の定数 40 人以上	3 名

※定数は、「①区域担当」表内の定数基準に
従い、平成 25 年 3 月 31 日現在の世帯数
をもとに算出。

※「②主任児童委員」表内の「民生委員・児
童委員」の人数は、主任児童委員を含ま
ない単位民児協の委員数。

※東京都区部及び指定都市の区域担当は、
220 ～ 440 世帯に 1 名。

2 年齢要件

	民生委員			主任児童委員		
	千葉県	船橋市	柏市	千葉県	船橋市	柏市
新 任	69歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、72 歳未満	69 歳未満	69歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、72 歳未満	55歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、62 歳未満	55 歳未満	55歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、62 歳未満
再 任	75 歳未満	75 歳未満	75 歳未満	55歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、65 歳未満	58 歳未満	55歳未満。但し、 地域の実情に応 じ、65 歳未満

※「千葉県」の年齢要件は、千葉市・船橋市・柏市を除く 51 市町村がこれに基づいている。

3 その他要件

(民生委員)

県・船橋市・柏市ともに、基本的な要件として、「民
生委員法（第 1・2・14 ～ 16 条等）」の趣旨や、社
会福祉の精神に富んでいること、人格と識見等が高
いこと、福祉に対する熱意などを適格要件としてい
る。その他の主なものは下記のとおり。

(主任児童委員)

県・船橋市・柏市ともに、児童福祉に関する理解
と熱意などは同じ。また、千葉県では適任者として、
児童福祉等の施設長、児童指導員、保育士、学校等
の教員、保健師、助産師、看護師、子ども会・少年スポー
ツ・PTA 活動などの経験者を例示。

（主
抜
な
も
粹
）の

①上記の年齢条件

②会社員等の被雇用者は、雇用者の同意

③時間的余裕のある者

④担当区域に 2 年以上在住

⑤再任者は、従前の活動実績

（主
抜
な
も
粹
）の

①上記の年齢条件

②女性の積極的な登用。単位民児協内の主任児
童委員の半数は女性

③会社員等の被雇用者は、雇用者の同意

④再任者は、従前の活動実績

引き継ぐモノ・コト

一斉改選で引き継ぐのは、

配布されたモノだけなのだろうか？

これまで続けてきた活動の内容や担当区域の状況、そして

みなさんが関わった地域への思い、やりがい、負担感……。

何もわからない新任委員は、そうしたコトも

聴いてみたいのではないだろうか？

引き継ぐモノと一緒に、新任委員へ伝えたいコトも確認してみよう。

3

一斉改選

民生委員活動を推進する中で、行政や民児協、社協など、様々な団体から、活動に関する多くの資料や物品が配付されています。

この章では、（県内で共通する）一斉改選時に引き継ぐ必要があるモノや、その留意点について、全民児連（全社協）・県民児協（県）・市町村ごとにご紹介します。

ここに掲載するモノ以外にも、市町村や地区、あるいは担当区域独自で引き継ぐモノもあるかと思います。P17のチェックリストを活用しながら、今から準備を進めていきましょう。

また、このチェックリストとは別に、「前任者から後任者へ贈る あなたの区域の留意点／前任者から後任者への引継物品（別紙差込み資料）」についてもぜひご活用ください。

継続される方も退任される方も、一斉改選を前に、あらためて皆さんでこれまでの活動を振り返り、よかった点や改善点などについて話し合ってみましょう。その中で、「引き継ぐモノ・コト」を整理・確認し、12月からよいスタートが切れるようにしましょう。

1 活動記録 引き継ぎの目安：最低1年度分



●発行：毎年度／●配付対象：全委員／●その他：民生委員用の冊子は白、主任児童委員用は黄色。また、集計データは、厚生労働省より「福祉行政報告例」として公表されている。

民生委員が日々の活動を記録する「活動記録」。新任委員にとっては、(月・年単位の)活動内容やその頻度、要援護者・関係機関との関わり方などを把握することができる大切な情報源となる資料です。

また、委員が代わっても、住民への継続的な支援を行うという意味でも、引き継ぐ必要があります。

退任予定の方は、記載内容を整理・点検し、余白などに客観的な事実以外の記載(噂や伝聞、個人的なメモ等)があれば、消した上で後任者へ引き継ぎましょう。

全民児連
全社協

2 災害時の取り組み

民生委員による災害時の取り組みは、平成18年4月から始まった「災害時一人も見逃さない運動」以降、現在も継続的な活動が求められています。

全民児連では、本活動に係る様々な冊子を発行しており、また平成25年3月にも新たな指針書が出る予定です。

今後も、民生委員による継続的な取り組みを行っていく中で、新任委員にとってはその経緯や目的、活動内容を知る上では貴重な教本となります。

基本的には、委員1人あたり1冊が配布されていますが、写真のうち、④は地区に1冊しか配布されていないので、現在お持ちで退任予定の方はきちんと引き継ぐようにしましょう。

現在の担当区域の取り組み状況や、町会・社協・行政等との協力体制、役割分担、住民の見守り状況などの情報も整理し、後任者へ引き継ぐようにしましょう。

各冊子データ内の「全民児連 HP」とは、全民児連 HP 内の「mjASSIST(会員制)」を指します。なお、本コーナーで紹介する全民児連関係資料の予備はありませんので、「全民児連 HP」からデータをダウンロードの上、ご覧ください。(http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/)



①「災害時一人も見逃さない運動 実践の手引」／発行：平成18年3月／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP ②「災害時一人も見逃さない運動 推進状況調査報告書」／発行：平成19年11月／配付対象：全委員 ③「第2次災害時一人も見逃さない運動ハンドブック」／発行：平成20年3月／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP ④「要援護者支援と災害福祉マップづくり」／発行：平成22年1月／配付対象：地区1冊／販売：全社協出版部・1冊600円

3 個人情報の取り扱い



平成 17 年 4 月に全面施行された「個人情報保護法」。この法律の施行以後、それまで以上に個人情報の取り扱いには厳格化が求められるようになり、守秘義務を有する民生委員の活動にも様々な影響を与えています。

本書は、法律の概要や活動上の心構え、個人情報の取り扱い方法などが掲載されており、新任委員が活動を始める際の学習資料としても活用できます。

- ①「民生委員・児童委員活動と個人情報」／発行：平成 17 年度／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP
- ②「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」／発行：平成 18 年度／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP

4 児童委員活動

近年、増加傾向にある児童虐待や子育て世帯の孤立化。

「児童委員活動の手引き」は、毎年児童委員活動に関する時宜を得たテーマを取り上げ、その背景や統計データ、活動のポイントなどをわかりやすくまとめています。

「主任児童委員ハンドブック」は、主任児童委員の役割や活動のポイント・留意点等を掲載しています。



- ①「児童委員活動の手引き」（写真は第 38 集「子どもと子育て家庭の支援に向けて～児童委員・主任児童委員活動実践事例に学ぶ～」）／発行：毎年度／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP
- ②「主任児童委員活動ハンドブック（2009 年版）」／発行：平成 21 年度／配付対象：主任児童委員／データ：全民児連 HP
- ③「子どもの虐待対応の手引き（改訂版）」／発行：平成 21 年度／配付対象：主任児童委員

5 ひろば・View

全国 23 万人の全民生委員に配付されている「ひろば」。その時、懸案となっている地域福祉や民生委員活動上の課題を取り上げ、国の施策や全国各地の動向、統計データなどを掲載しています。

単位民児協会長向け情報誌「View」も同構成ですが、その内容は会長として踏まえておくべき留意事項や地区運営のヒント等の情報を紹介しています。

View は、会長に（1 地区あたり）3 部配付されています。
お持ちで退任予定の方は、次の地区執行部などに引き継げるようにしましょう。



- ①「民生委員・児童委員のひろば」（写真は平成 25 年 3 月号）／発行：毎月／配付対象：全委員／データ：全民児連 HP
- ②「単位民児協会長のための情報誌 View」（写真は 185 号）／発行：年 2・3 回／配付対象：単位民児協会長／データ：全民児連 HP